

「指定管理者制度」の活用で 施設がさらに魅力的に！

市民の皆さんが利用する施設の魅力をさらに高め、効率よく運営を行うため、「指定管理者制度」を導入しています。
今回は、その制度の概要や具体的な取り組みについて紹介します。 問い合わせ 資産経営室（内線422）



今度の休みに、近場でどこかでかける？

そういえば、市の施設でいろんな催しをやっているみたいよ！



あまり行ったことがないし、
いくつか調べて行ってみようか！

一部では「指定管理者制度」っていうのを導入して、
今までにないサービスを提供しているみたいよ。



「指定管理者制度」って、なに？



皆さんのギモンに
お答えします！



もっと知りたい！ Q & A

Q 市が直接運営しなくて大丈夫なの？

A 市は実施すべき行政サービスを示し、指定管理者はそれを実施するとともに、創意工夫を図り施設を運営しています。さらに、市は定期的に運営状況を確認し、施設をよりよくするために指定管理者と意見交換を行っています。また、外部の専門家による評価も実施しています。

Q 制度を導入したことで、具体的にどう変わったの？

A 民間事業者からの提案によって、さまざまなサービス向上につながっています。

あいパルのラジオ体操

施設の利用者に声掛けをして、毎朝、ラジオ体操を実施。興味を持った地域住民の参加も増えています。体操後は、あいパル内のカフェなどで地域住民の交流が生まれ、施設利用者の増加にもつながりました。



図書館の託児サービス

保育士資格を持ったスタッフが子どもを預かることで、小さな子どもを持つ親も安心してゆっくり図書館を利用できるようになりました。



「指定管理者制度」 とは？

制度が
できるまでは…

公共団体または
公共的団体のみ
施設管理が可能

制度が
できてからは…

民間企業なども
施設管理が可能に！

つまり…

市の施設に民間ノウハウを活かした
提案を取り入れることで、市民サー
ビスの向上が図られます。

市では、図書館施設、コミュニティ
施設、児童施設、スポーツ施設など
で指定管理者制度を導入しています。



市の施設に民間ノウハウを取り入れることで、より魅力的な施設になるんだね！